

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ACCESS		コード	4813
提出日	2025/10/3	異動（予定）日	2025/9/30	
独立役員届出書の提出理由	・独立役員として選任していた監査役の辞任			
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし
1	細川 恒	社外取締役	○													○		有
2	宮内 義彦	社外取締役	○													○		有
3	水盛 五実	社外取締役	○													○		有
4	富田 亜紀	社外取締役	○													○		有
5	池田 敬	社外取締役								△		△	○					
6	加藤 康雄	社外監査役								△								
7	井本 隆幸	社外監査役								△								
8	吉岡 勉	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		通商産業省（現経済産業省）において要職を歴任されたほか、大学教授、企業経営者としての経験を通じて高い見識を有しており、専門的な視点から当社への助言や業務執行に対する適切な監督をいただいております。同氏のような幅広く豊富な経験・見識及びそれに基づく助言・監督が、当社事業計画及び成長戦略の実現、並びに当社の株主価値・企業価値向上のために必要であると判断し、選任しております。当社と細川 恒氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
2		経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言・意見の表明をいただいております。同氏のこのような幅広く豊富な経験・見識及びそれに基づく助言・監督が、当社事業計画及び成長戦略の実現、並びに当社の株主価値・企業価値向上のために必要であると判断し、選任しております。当社と宮内 義彦氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
3		大蔵省（現財務省）において要職を歴任されたほか、企業経営者としても豊富な経験と高い見識を有しており、専門的な視点から当社への助言や業務執行に対する適切な監督をいただいております。同氏のような幅広く豊富な経験・見識及びそれに基づく助言・監督が、当社事業計画及び成長戦略の実現、並びに当社の株主価値・企業価値向上のために必要であると判断し、選任しております。当社と水盛 五実氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
4		情報科学分野における専門的な知識を有しており、また公認会計士として財務・会計分野に関する相当な知見を有しております。現在は大学の教授として活躍されており、高い見識をもって当社への助言や業務執行に対する適切な監督をいただくことが期待できると判断し、選任しております。当社と富田 亜紀氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
5	社外取締役の池田 敬氏は、2025年6月まで、NTT株式会社の常務執行役員であり、現在は同社グループ会社の東日本電信電話株式会社の代表取締役副社長執行役員に就任しております。NTT株式会社及び東日本電信電話株式会社と当社との間に取引関係があります。また、NTT株式会社は当社との間で、資本業務提携契約を締結しており、当社の主要株主であります。	
6	社外監査役の加藤 康雄氏は、2003年10月まで、株式会社三井住友銀行の信託部長でした。当社は株式会社三井住友銀行との間に、取引関係があります。	
7	社外監査役の井本 隆幸氏は、2002年3月まで、株式会社三井住友銀行五反田西口支店の支店長でした。当社は株式会社三井住友銀行との間に、取引関係があります。	
8		企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しているとともに、他社における監査役としての経験も有することから、同氏の知識・経験等を活かした実効性の高い監査を実施していただくため選任しております。当社と吉岡 勉氏との間には利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f.、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものとご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。